

物件説明書		参考価格		国道 432 号の北側 (地区 A) : 620 円/㎡	
				" 南側 (地区 B) : 340 円/㎡	
所在地番	東広島市河内町入野字 11288 番 1 外 276 筆				
住居表示	なし				
地積	公簿 : 2,321,740.21 ㎡	地目	山林、原野等		
形状等	広大地				
接面道路の幅員等	公道※によって分断された一団の広大地 ※ 一般国道 432 号、主要地方道広島空港線 (県道 73 号)・東広島本郷忠海線 (県道 59 号)、東広島市道牧場粉谷線・河隅大曲線・大矢大仙線				
都市計画法等の制限	現状 : 非線引き都市計画区域 2310henkoukettei joukyou.pdf				
	用途地域	未指定	その他	・河内都市計画区域	
	建ぺい率	70%		https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/sos-hiki/toshi/5/5/3525.html	
	容積率	400%			
供給処理施設の引込の可否	電気、水道、ガス、下水道、電話・光通信回線等については、供給事業者と協議の上、事業実施者において整備する必要があります。				
私道の負担等に関する事項	なし				
交通機関	高速バスかぐや姫号 (広島BC~竹原駅) 河内インターバス停/入野東山バス停				
公共機関等	役所	約 10 km (東広島市役所河内支所)			
	警察	約 10 km (東広島警察署河内交番)			
	消防	約 5 km (東広島消防署東分署)			
参考事項	<p>この物件説明書は、本件公募の選定結果に基づいて県と事業予定者 (土地売買契約発効後の事業予定者をさして、以下「事業実施者」という。) が締結する土地売買契約 (以下「この契約」という。) の前提であり、かつ、この契約の一部を構成するものとして、事業実施者は記載事項を遵守すべき契約上の義務を負うものとしします。</p> <p>なお、この契約において売買する提案対象地の面積の合計が 20,000 ㎡以上、かつ、売買代金が 70,000,000 円以上となる場合にあっては、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例 (昭和 39 年広島県条例第 29 号) 第 3 条の規定に基づき、広島県議会の議決を得ることを停止条件として付すものとしします。</p> <p>【参考】</p> <p>○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 (議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)</p> <p>第三条 地方自治法第九十六条第一項第八号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、<u>予定価格七千万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い (土地については、その面積が一件二万平方メートル以上のものに係るものに限る。)</u> 又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。</p> <p>本件公募売却への応募の検討に当たっては、当該物件説明書のほか、希望者に対して本県が別途配付する『敷地境界等に関する資料』※、募集要項の記載内容、現地を十分に確認※し、一切疑義のない状態で応募してください。</p> <p>※ 『敷地境界等に関する資料』は、電話 (082-513-2614) により、広島県 地域政策局 市町行財政課 市町連携推進担当 宛に請求してください。</p> <p>また、現地確認に当たっては、必ず事前に同担当と立入日時及び鍵の貸出・返却等について調整してください。</p>				

【立地】

- ・ 本件公募対象地は、平成3年から13年にかけて本県が買収した山林・原野・田・畑等及び（独）家畜改良センター中国種畜牧場の跡地です。

【登記面積での売買】

- ・ 本件公募対象地に係る隣接民有地との境界は、用地買収時に確認しておりますが、今回の公募に当たり、改めての実施はしておりません。
- ・ 本件公募対象地には、世界測地系座標又は日本測地系座標もしくは三斜求積による地積測量図が法務局に備え付けられている筆、未測量である筆、国土調査済みの筆、未了の筆などが混在しています。
- ・ このため、本件公募対象地は、公簿面積で売却することとし、土地の数量が実測面積と異なる場合その他土地に関し募集要項、この物件説明書及び『敷地境界等に関する資料』等において説明した内容との不適合があることを発見しても、本県では理由又は名目の如何を問わず、履行の追完の請求、土地売買代金の減額の請求、この契約の解除若しくは損害賠償の請求又は測量・登記費用等の請求等には応じません。

【法規制】

- ・ 本件公募対象地は広大地であるため、具体的な利用計画がない現時点で、予めあらゆる法規制について網羅的に言及することができません。したがって、応募の検討に当たっては事業者の責任において、開発行為等の管轄行政機関に具体的な利用計画に関する法規制の有無・内容等について十分確認を行うとともに、計画の実施に際しては事業者の責任において必要な手続きを行っていただく必要があります。
- ・ 本県（土木建築局技術企画課）では、「広島デジフラ構想」に基づく「法規制関係情報一元表示」の取組として、「DoboX」(<https://hiroshima-dobox.jp/index2>)の法規制マップ上で、関係法令の規制区域や規制内容等を可視化しています。当該法規制マップでは、指定した箇所に、適用される関係法令の規制区域や規制内容、手続先を画面上で確認することができますが、データの正確性、最新性等を保証するものではありません。このため、事業者の責任において、事前に必ず各法令等の手続先等へ確認を行ってください。

(法規制マップURL) <https://hiroshima-dobox.jp/visualization4/>

※ 開発行為・建築等関係課一覧

<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/toshi/5/6/3934.html>

【貸付地】

- ・ 次に列挙する貸付地に関する契約内容及び範囲等の詳細については、事前に必ず『敷地境界等に関する資料』に添付している賃貸借契約書等を確認してください。
- ・ これらの貸付地を利活用提案の範囲に含む場合は、貸し付けた現状有姿で売却するものとし、事業実施者は、賃貸借契約等における賃貸人として、本県は一切の権利義務関係を承継するものとします。
- ・ 賃貸借契約等の解消や貸付物件の移転、貸付条件の変更等を要する場合は、事業実施者の責任において、賃借人と協議を行っていただくとともに、必要に応じ、新たに賃貸借契約の締結等を行ってください。

(太陽光発電事業者への貸付地)

- ・ 一部地番（11288番63、11288番64、計35,119.06㎡）については、平成27年9月15日から令和17年9月14日までの間、太陽光発電事業用地として合同会社クリモトソーラーエネルギー河内（以下「太陽光発電事業者」という。）に貸し付けています。
- ・ この賃借権は登記されているため、民法第605条の規定に基づき、当該土地の事業実施者に対して対抗要件を備えています。当該地番の全部事項証明書を確認してください。
- ・ 賃貸借契約上、上記賃貸借期間満了日の翌日以降の取扱いについて、年単位の自動更新条項を設けるとともに、本件発電施設による大規模太陽光発電事業が終了

し、貸付財産からの本件発電施設の撤去が完了するまでの期間については、この賃貸借契約の更新を認めるものとしています（第2条）。なお、賃借人の事前の書面承諾なくして、貸付財産の所有権の全部又は一部の第三者に対する譲渡、担保設定その他の処分を行わないこととしています（第3条第3項）が、太陽光発電事業がこれまでどおり継続できれば、本県から事業者への売買については差し支えない旨の回答を得ています。

- ・ 本県と太陽光発電事業者間において、貸付地へのアクセス道を確保するため、市道牧場粉谷線から太陽光発電事業地までの間の県有地のうち本県が指定する部分を、太陽光発電事業に必要な範囲において無償利用できる（第4条）一方、通行を行うために通常必要な管理を行う（第5条）とする、管理委託契約に相当する内容の覚書を交わしています。
- ・ 太陽光発電事業に必要な電柱等の敷地として、電柱敷地（東広島市河内町入野字法連峠 11288 番 2、11288 番 4：支柱 8 本、支線 2 本）を貸し付けています。
- ・ 利活用提案の範囲に当該貸付地を含む場合は、当該太陽光発電事業者に対し、当該敷地を貸し付けた現状有姿で売却するものとし、事業実施者は本県の賃貸人の地位を承継するものとします。なお、この地位の承継は、事業実施者と太陽光発電事業者とが新たに契約を締結することによって行うものとします。
- ・ 本件公募対象地を取得した後、太陽光発電事業者への貸付を継続した状態で開発等を行う場合で現在のアクセス道が使用できなくなるときは、当該貸付地へのアクセス道（本設・仮設の別を問わない。）を設けるものとし、その幅員等の規格については、原則として現在のアクセス道見合いで確保する必要があります。詳細については、太陽光発電事業者と協議いただくこととなります。
- ・ また、現在のアクセス道に沿って太陽光発電事業者が設置する電柱・送電線に影響が生じるときは、中国電力の送電網への連系を継続して確保するための措置を講じる必要があります。なお、この送電線は、中国電力（契約者としては中国電力ネットワーク㈱）が設置する電柱・送電線に接続して、最終的に中国電力の送電網と連系しており、このことから、電柱の移設及び送電網への連系に関し、中国電力等とも協議いただくこととなります。

（中国電力ネットワーク株式会社への貸付地）

- ・ 中国電力ネットワーク株式会社に対し、太陽光発電事業に必要な電柱等敷地（東広島市河内町入野字法連峠 11288 番 1 及び同 11288 番 3 他：本柱 2 本、支線 5 本等）を貸し付けています。
- ・ また、中国電力ネットワーク株式会社に対し、電柱等敷地（東広島市河内町入野字法連峠 11288 番 2 他：本柱 25 本、支線 11 本、支柱 4 本）を貸し付けています。
- ・ この外、本件公募対象地内において、中国電力ネットワーク株式会社に対し、電柱等敷地（本柱 38 本、支線 23 条、支柱 10 本、支線柱 1 本）を貸し付けていま利活用提案の範囲に当該貸付地を含む場合は、中国電力ネットワーク株式会社に対し、当該敷地を貸し付けた現状有姿で売却するものとし、事業実施者は本県の賃貸人の地位を承継するものとします。なお、この地位の承継は、事業実施者と中国電力ネットワーク株式会社とが新たに契約を締結することによって行うものとします。

（NTT西日本株式会社中国支店長への貸付地）

- ・ 本件公募対象地域内において、NTT西日本株式会社中国支店長に対し、電話柱敷地（本柱 13 本、支線 6 条）を貸し付けています。
- ・ 利活用提案の範囲に当該貸付地を含む場合は、NTT西日本株式会社中国支店長に対し、当該敷地を貸し付けた現状有姿で売却するものとし、事業実施者は本県の賃貸人の地位を承継するものとします。なお、この地位の承継は、事業実施者とNTT西日本株式会社中国支店長とが新たに契約を締結することによって行うものとします。

（電源開発送変電ネットワーク株式会社への貸付地）

- ・ 東広島市河内町入野字法連峠 11288 番 1 の一部（91.10 m²）及び同字東山 12133 番 1 の一部（86.00 m²）、同字東山 12138 番 34 の一部（292.01 m²）、同字東山 12138

番 53 の一部 (39.87 m²) を、送電鉄塔敷地として電源開発送変電ネットワーク株式会社に貸し付けています。

- ・ この部分は、隣接する同社所有地 (東広島市河内町入野字法連峠 11295 番 3、同字東山 12138 番 33) と、それぞれ一体的に送電鉄塔敷地として利用されています。
- ・ 利活用提案の範囲に当該貸付地を含む場合は、電源開発送変電ネットワーク(株)に対し、当該敷地を貸し付けた現状有姿で売却するものとし、事業実施者は本県の賃貸人の地位を承継するものとします。なお、この地位の承継は、事業実施者と電源開発送変電ネットワーク(株)とが新たに契約を締結することによって行うものとします。
- ・ 電源開発送変電ネットワーク株式会社の窓口は、株式会社 J-POWER ハイテック中国事業所 (用地グループ: 086-472-2663) です。

((一社) 家畜改良事業団の越境利用及び貸付地)

- ・ (一社) 家畜改良事業団は、所有する東広島市河内町入野字東山 12138 番 35 から隣接県有地: 同 12138 番 1 に一部越境して、広島産肉能力検定場の敷地及び進入路として利用しています。この現状については、当該事業団と越境確認書を交わすことで合意しており、現在、手続を進めているところです。
- ・ また、東広島市河内町入野字東山 12138 番 1 の一部を、井戸及び水道管 (マンホール 2 個、水道管 168m) の敷地として (一社) 家畜改良事業団に貸し付けています。
- ・ 利活用提案の範囲に当該貸付地を含む場合は、(一社) 家畜改良事業団に対し、当該敷地を貸し付けた現状有姿で売却するものとし、事業実施者は本県の賃貸人の地位を承継するものとします。なお、この地位の承継は、事業実施者と (一社) 家畜改良事業団とが新たに契約を締結することによって行うものとします。
- ・ なお、上記越境部分又は貸付地については、今後、(一社) 家畜改良事業団と分筆・売却処分等の整理を行う可能性があります。利活用提案の範囲に 12138 番 1 を含む場合、売却範囲について利活用提案と調整させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

(国土交通省大阪航空局長への貸付地)

- ・ 東広島市河内町入野字法連峠 11278 番 1 の一部 (5.99 m²) を、広島空港誘導灯の橋脚敷地として国土交通省大阪航空局長に貸し付けています。
- ・ この部分は、西側に隣接する同省所有地 (東広島市河内町入野字法連峠 11276 番 32、11276 番 33) と一体的に広島空港誘導灯の橋脚敷地として利用されています。
- ・ 利活用提案の範囲に当該貸付地を含む場合は、国土交通省大阪航空局長に対し、当該敷地を貸し付けた現状有姿で売却するものとし、事業実施者は本県の賃貸人の地位を承継するものとします。なお、この地位の承継は、事業実施者と国土交通省大阪航空局長とが新たに契約を締結することによって行うものとします。

【東広島市道河隅大曲線】

- ・ 主要地方道東広島本郷忠海線 (県道 59 号) と東広島市道河隅大曲線との接続部付近において、当該市道が本件公募対象地 (東広島市河内町入野字河隅 4316 番 1 及び法連峠 11278 番 1 等) の一部を通過 (占用) しています。
- ・ 占用部分のおおよその位置等については、『敷地境界等に関する資料』の「公図転写連続図を確認してください。
- ・ また、具体の道路区域の範囲 (公図転写連続図においておおよその範囲を図示した舗装部分だけでなく、隣接法面等を含む場合があります。) 等、詳細について確認が必要な場合は、東広島市建設管理課 (082-420-0961) にお問い合わせください。
- ・ このことに拘わらず、当該市道は道路法上の道路であるため、市道としての取扱いが優先します。したがって、その区域内においては、所有者であっても土地の自由な使用・収益及び管理処分を行うことができません。道路区域の範囲の確認や、開発により市道の付け替えなどを計画しようとする場合は、東広島市都市計画課 (082-420-0954) に相談してください。

【電源開発送変電ネットワーク株式会社の高圧線】

- ・ 本件公募対象地の一部の上空を、電源開発送変電ネットワーク株式会社の高圧線が通過しています。位置については、高圧線概略図を確認してください。
- ・ この部分には、現在、高圧線までの保安距離（電気事業法（昭和39年法律第170号）第39条第1項及び第56条第1項の規定に基づく「電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）」による。）を満たさない建築物の建築の禁止等に係る区分地上権の設定はされていませんが、利活用の態様によっては当該高圧線の維持管理等に支障が生じる恐れがあります。
- ・ このため、利活用提案の範囲に高圧線が通過する部分が含まれる場合で、電源開発送変電ネットワーク株式会社が制限事項に関する区分地上権の設定を希望するときは、本県との土地売買契約上の義務として、これに応じるものとします。
- ・ 利活用提案の検討・作成に当たっては、区分地上権の設定に拘わらず利活用の内容に支障がないかどうか、及び区分地上権設定の意向の有無について、必ず株式会社 J-POWER ハイテック中国事業所（用地グループ：086-472-2663）に確認してください。

【山陽高速道路入野トンネル】

- ・ 本件公募対象地の一部（東広島市河内町入野字法連峠 11288 番 3、同字東山 12138 番 1）の地下を、山陽高速道路入野トンネルが通過しています。詳細については、西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）福山高速道路事務所（道路管理課：084-941-9778）に確認してください。
- ・ この部分には、現在、入野トンネルに係る地下の道路構造物を保全するための区分地上権の設定はされていませんが、切盛造成や建物等の杭基礎の深度など、利活用の態様によっては当該道路構造物に支障が生じる恐れがあります。このため、利活用提案の範囲に入野トンネルへの影響範囲が含まれる場合は、本県において、当該影響範囲について分筆登記を行い、区分地上権の設定を行った上で引き渡すよう調整を進めていますが、東広島市河内町入野字東山 12138 番 1 は、隣地（東広島市河内町入野字東山 12138 番 35、（一社）家畜改良事業団所有）の越境利用及び貸付地の整理に時間を要する可能性があります。
- ・ ついては、当該地番を範囲に含む提案を検討する場合には、事前に本県に対し西日本高速道路株式会社との調整状況を確認してください。
- ・ 利活用提案の検討・作成に当たっては、入野トンネルへの影響の有無や影響範囲等について、事前に必ず西日本高速道路株式会社（NEXCO 西日本）福山高速道路事務所（道路管理課：084-941-9778）に確認してください。

【残置物件・地下埋設物】

- ・ 本件公募対象地の一部には、本県が買収する前に（独）家畜改良センター中国種畜牧場が使用していた建物の基礎等が残置されています。
- ・ 現状有姿での引き渡しとなりますので、利用計画の検討に当たっては、現地確認等により、利用しようとする用途を勘案の上、残置物件及び地下埋設物の状況等について事前に十分確認してください。
- ・ 本件公募対象地は、残置物件の撤去費用及び地下埋設物のリスク等も含め、現状有姿で売却します。したがって、残置物件又は地下埋設物の撤去費用に関する別途請求、売買代金又は賃料の減免、損害賠償の請求及び契約の解除等については応じかねますので、あらかじめその旨ご承知おきください。

【土壌汚染状況調査】

- ・ 本件公募対象地は、本県において、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）、関係法令及び「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」（環境省水・大気環境局土壌環境課作成）等に基づき、指定調査機関により土壌汚染対策法施行規則第3条第1項の目的を達成するための調査（土地履歴調査）を予め自主的に実施しております。
- ・ 調査の結果、過去に（独）家畜改良センター中国種畜牧場の給油施設において使用・貯蔵していたガソリンが地中に漏洩していた可能性があり、これに含まれるベンゼン、鉛及びその化合物により、給油施設跡地の地表面及びタンク下につい

て人為的事業活動に伴う土壌汚染が存在する恐れが多いと判断される旨の調査結果が出ています。調査結果の詳細については、『敷地境界等に関する資料』に添付の土地履歴調査結果報告書を確認してください。

- ・ 3,000㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、広島県知事（広島県西部東厚生環境事務所環境管理課。以下同じ。）への届出が必要です。この届出に基づいて広島県知事が調査を行った結果、特定有害物質により土壌が汚染されている恐れがあると認めた範囲については、土壌汚染対策法第4条の規定に基づく土壌汚染状況調査を実施し、広島県知事へ報告する義務が発生します。調査の結果、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染対策法等に基づく健康被害防止措置を講じる必要が生じる場合があります。
- ・ 都市計画法第29条第1項又は第2項の許可を要する土地開発で、その面積が1,000㎡以上のものを行おうとする場合又は宅地造成等規制法第8条第1項の許可を要する宅地造成で、その面積が1,000㎡以上のものを行おうとする場合は、広島県生活環境保全条例第40条の規定に基づき、あらかじめ土地履歴調査を実施し、その結果を広島県知事へ報告する義務が発生します。調査の結果、同条に規定する土壌関係特定事業場が設置されていたことが判明したときは、同条第2項の規定に基づき、広島県知事へ土壌汚染確認調査結果を届け出る必要があります。土壌汚染の状況が規則で定める基準に適合しないことが判明したときは同条第3項の規定に基づき、汚染拡散防止計画書を作成し、広島県知事へ届け出た上で、同条第4項の規定に基づき、当該計画書の内容に従って必要な措置を実施する必要があります。
- ・ これらの法令に基づく調査及び健康被害防止措置等に要する一切の費用は、事業実施者の負担となります。
- ・ 上記の広島県知事への届出又は報告には、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第2条に規定する土壌汚染状況調査の実施の要否を把握するために必要な調査結果として、『敷地境界等に関する資料』の土地履歴調査結果報告書を添付することができます。
- ・ 詳しくは、広島県ホームページ>環境情報サイト「ecoひろしま」>「地域環境の保全」>「土壌汚染」に掲載の『土壌汚染対策法第4条第1項に基づく一定の規模以上の土地の形質の変更の届出の手引き』等の資料を参照してください。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/chiki-index.html>
土地の形質の変更（改変）時の手続きについて（土壌環境法令の適用関係）
ecoひろしま～環境情報サイト～
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/e-e5-dojo-index-4jo40jo.html>

【土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域の指定】

- ・ 広島県HP土砂災害ポータルに掲載している土砂災害警戒区域図及び広島県西部建設事務所東広島支所に確認してください。
- ※ 土砂災害警戒区域に私権の制限はありませんが、土砂災害特別警戒区域には次のような制限があります。
 - ・ 住宅（自己の居住の用に供する物を除く。）や高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築に係る開発行為（都市計画法第4条第12項の開発行為）は、広島県の許可が必要です。手続きは広島県西部建設事務所東広島支所（0824-422-6911）にお問い合わせください。（土砂災害防止法第10条）
 - ・ 居室を有する建築物は、想定される衝撃等に対し安全な構造とする必要があり、新築、増築又は改築に着手する前には、建築基準法に定められた手続きを取る必要があります。構造規制の基準や手続きは、東広島市建築指導課（0824-420-0956）にお問い合わせください。（土砂災害防止法第24・25条）
 - ・ 急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、著しく損壊する可能性のある建築物の所有者等に対しては、広島県知事の移転等の勧告が図られます。（土砂災害防止法第24・25条）

【特定都市河川流域の指定】

- ・ 本件公募対象地には、特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川流域の指定はありません。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/99/tokuteitoshi-002.html>

【土質調査結果】

- ・ ボーリング等による土質調査は行っていません。

【埋蔵文化財】

- ・ 周知の埋蔵文化財は確認されておらず、埋蔵文化財包蔵地の指定はありません。
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/bunkazai/bunkazai-map-map.html>
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/kyouiku/pdf/z_033.pdf
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/kyouiku/pdf/z_034.pdf
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/kyouiku/pdf/z_045.pdf
https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki_file/kyouiku/pdf/z_046.pdf

【インフラ】

- ・ 電気、水道、ガス、下水道、電話・光通信回線等は、整備されていません。
- ・ 利活用提案の実施に必要な場合は、必ず事前に供給事業者等と協議の上、事業実施者において整備してください。
- ・ なお、水道については、県道東広島本郷忠海線に布設されている用水供給用の水道管を活用して、東広島市水道事業より日最大1,000 m³までの供給が可能ですが、利用にあたっては、事業実施者により、受水施設用地の確保、東広島市水道事業における開発地給水事務取扱要綱に基づく東広島市水道の施設整備費用の負担、および給水設備等の整備が必要となります。
詳細については、事業実施者において、広島県水道広域連合企業団東広島事務所工務課（連絡先：082-423-6334）に確認してください。

【ハザードマップ】

東広島市ホームページ等で確認してください。

(<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/bosai/10/31763.html>)

- ・ 土砂災害警戒区域：土砂災害ポータルひろしま
<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>
<https://www.sabo.pref.hiroshima.lg.jp/portal/map/keikai.aspx>
- ・ 高潮・津波浸水想定区域：高潮・津波災害ポータルひろしま
<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>
<https://www.takashio.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>
- ・ 洪水浸水想定区域：洪水ポータルひろしま
<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>
<https://www.kouzui.pref.hiroshima.lg.jp/portal/top.aspx>

※ 掲載情報は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域の指定状況がリアルタイムで全て反映されているものではありません。購入検討に当たっては、事前に必ず対象地の所在地を管轄する官公署に照会し、直近の指定状況、指定予定及び調査予定等について確認してください。

【高圧線概略図】

